

# インフルエンザの予防接種を受ける方へ（説明書）

～よく読んでから予診票を記入しましょう～

## 1. インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。流行は通常初冬から春先にみられ、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの症状が現れます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎など重症化することが多いのが特徴です。

インフルエンザによる死亡事例のほとんどが、65歳以上の高齢者や慢性疾患を持つ方です。そのため、インフルエンザが流行すると、65歳以上の高齢者や慢性疾患を持つ方の死亡率が、いまだに高くなります。予防するためには流行する前に予防接種を1回受けることが有効な方法です。

## 2. インフルエンザ予防接種の効果と副反応

### 効果

予防接種を受けることで、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くすることができます。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間後から約5か月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年12月中旬までにインフルエンザワクチンの接種を受けておくことが望ましいとされています。

### 副反応

- ・注射のあとが赤くなったり、痛むことがあります。（2～3日で良くなります。）
- ・熱が出たり、寒気がしたり、頭痛がしたり、全身のだるさがみられることがあります。（2～3日で良くなります。）

### 重大な副反応

- ・非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。
- ・その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、肝機能障害、黄疸、喘息発作があらわれる等の報告があります。

## 3. 予防接種を受けることができない方（接種不適当者）

- ①明らかに発熱がある方（37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方
- ④インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤上記のほか、予防接種を行うことが不適応な状態にある方や、医師が予防接種を受けることが不適当と判断した方

#### 4. 予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない方（接種要注意者）

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- ②過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ③過去に免疫不全の診断がされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者
- ⑤本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

#### 5. 他のワクチンとの接種間隔(令和2年10月改正及び新型コロナワクチン)

インフルエンザワクチンは不活化ワクチンです。生ワクチンの注射の次が生ワクチンの注射の場合のみ27日以上間隔をおかなければいけませんが、それ以外の組み合わせは制限がありません。ただし、あくまでも異なるワクチン間の接種間隔についてですので、同一ワクチンを複数回接種する際は、ワクチンごとに異なります。

また、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種が可能です。新型コロナワクチンとその他のワクチンは、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

#### 6. 予防接種後の注意

- ・ 予防接種の後、まれにショックやじんましんなどの副反応が起こることがあります。（接種後30分以内）医師とすぐに連絡を取れるようにしましょう。（24時間は体調に注意しましょう。）
- ・ 予防接種当日の入浴は差し支えありません。注射した所を強くこすることはやめましょう。
- ・ 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動を避けましょう。

#### 7. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種法に基づく予防接種を受けて健康被害（入院を必要とする程度の疾病や障害又は死亡など。通常起こり得る副反応は除く）が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、国の審査会にて審議し、当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料など法律で定められた金額が支給されます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、久留米市保健所保健予防課へご相談ください。また、請求には期限がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

久留米市保健所 保健予防課

電話：0942-30-9730

FAX：0942-30-9833